

旭川医科大学旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学旅費規程の一部を改正する規程

旭川医科大学旅費規程（平成16年旭医大達第176号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(移転料)</p> <p>第22条 移転料の額は、次に規定する額による。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧勤務地（新たに採用された役職員については、赴任前の居住地を旧勤務地とみなす。以下同じ。）から新勤務地までの路程に応じた別表第2の定額による額</p> <p>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）</p> <p><u>2 学長が特に必要と認めた場合に限り、移転料の実費が前項各号に規定する額を超えた場合には、実費額により移転料を支給することができる。</u>（新設）</p>	<p>(略)</p> <p>(移転料)</p> <p>第22条 移転料の額は、次に規定する額による。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧勤務地（新たに採用された役職員については、赴任前の居住地を旧勤務地とみなす。以下同じ。）から新勤務地までの路程に応じた別表第2の定額による額</p> <p>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）</p>

3 第1項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が役職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

4 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(略)

(移転料)

第35条 赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。）を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合の移転料の額は、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表第4の定額（以下本条において「定額」という。）による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。

(略)

4 第24条第1項第3号及び第2項の規定は、前3項の規定による移転料の額の計算について、第22条**第3項**の規定は、前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。

(略)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

【改正理由】

移転料の実費額支給について、所要の改正を行うものである。

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が役職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(略)

(移転料)

第35条 赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。）を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合の移転料の額は、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表第4の定額（以下本条において「定額」という。）による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。

(略)

4 第24条第1項第3号及び第2項の規定は、前3項の規定による移転料の額の計算について、第22条**第2項**の規定は、前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。

(略)